

藤枝市コミュニティ事業補助金交付要綱

藤枝市コミュニティ事業補助金交付要綱（平成19年藤枝市告示第22号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 市長は、住民が自主的に行うコミュニティ活動を推進し、コミュニティの健全な発展を図るため、一般財団法人自治総合センターが行うコミュニティ助成事業を活用し、コミュニティ活動を実施する団体に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

（補助の対象及び補助額）

第2条 補助の対象となる団体は、藤枝市における自治会・町内会等の地域的な共同活動を行っている団体又はその連合体とする。

2 補助の対象となる事業は、一般財団法人自治総合センターが定める「コミュニティ助成事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）の第2の1に掲げる事業であって、同2に掲げる基準に適合する事業とする。

3 補助の対象となる経費は、前項に掲げる事業に要する経費のうち、その事業の種別に応じ実施要綱第6に掲げる経費とする。

4 補助金の額は、実施要綱第5に規定される額以内の額で、毎年度予算の範囲内で市長の定める額とする。

（交付の申請）

第3条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）に、次に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 資金状況調べ（第4号様式）（概算払の承認を受けようとする場合のみ）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する書類等は、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

（交付の決定）

第4条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（第5号様式）により通知する。

（交付の条件）

第5条 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 次に掲げる場合には、補助事業者はあらかじめ市長の承認を受けること。

ア 補助事業の内容を変更しようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分を変更しようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

- (5) 実施要綱第7に規定する宝くじの普及広報を行うこと。

（変更等の承認申請）

第6条 前条の規定により市長の承認を受けようとする場合は、変更承認申請書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書（第7号様式）

(2) 変更収支予算書（第8号様式）

（変更等の承認決定）

第7条 市長は、前条の規定により変更の承認申請があった場合は、当該申請に係る変更の内容を審査し、変更を承認するときは、変更承認書（第9号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに実績報告書（第10号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 収支決算書（第11号様式）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 提出期限は、事業完了の日から起算して20日を経過する日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までとする。

（補助の確定）

第9条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、必要に応じて現地審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（第12号様式）により通知するものとする。

（請求）

第10条 補助事業者は、補助金交付確定通知を受領した日から起算して30日を経過した日までに請求書（第13号様式）を提出しなければならない。

（概算払の請求）

第11条 補助事業の目的を達成するために市長が特に認めるときは、概算払請求書（第13号様式）により補助金の交付を請求することができる。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年藤枝市告示第166号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。

附 則（平成29年藤枝市告示第260号）

この告示は、公示の日から施行する。